

市長所信表明（平成19年）6月

おはようございます。

本日、平成19年6月吉野川市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位にはご出席を賜りありがとうございます。

平成19年6月吉野川市議会定例会に臨み、当面する諸課題への取り組み状況を申し上げますとともに、提出議案のご説明をさせていただき、議員各位をはじめ、市民の皆様方のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

これまで、私は、旧町村ごとに異なる国民健康保険税、水道料金などの公共料金等の一元化、各種補助金の調整などに取り組むほか、市の行政体制に関しても、簡素で効率的な行財政運営を目指し、部課の統廃合による組織のスリム化や経費の節減・合理化に努めて参りました。

また、行財政改革の面においては、養護老人ホーム「天寿荘」の民営化をはじめ、民間ノウハウを活用し、施設運営の効率化と施設利用の活性化を図る目的で、各種公の施設の管理運営に指定管理者制度の導入を積極的に進めて参りました。

一方、投資的事業に関しましては、合併前からの懸案でありました川島中学校の校舎改築、川島浄化センターの建設等に取り組むとともに、道路・下水道等の重要な社会資本の整備についても、限られた財源の中で優先順位を付けつつ、さらに推進してきたところであります。

このように、これまで私は、合併に伴い山積していた諸課題の解決に積極的に取り組み、市政を軌道に乗せるため、誠心誠意努めて参りましたが、その様々な課題に取り組む基本姿勢として、旧4町村の特色を尊重しつつも、公平公正な市政運営を貫いて参ったところであり、今後もその姿勢を堅持して参る所存であります。

また、新生「吉野川市」の土台づくりのため、様々な変革・改革を進めるに当たっては、積極的に情報開示を行うとともに、議員各位をはじめ、市民の皆様の声を十分にお聞きし、今後の市政運営に取り組んで参る所存であります。

さて、現在の我が国の経済は、「いざなぎ越え」と称され、引き続き、緩やかな回復基調を歩みつつあるものの、国・地方を通じた財政環境は、依然として厳しさが増しており、自主財源の乏しい本市にとりましては、今後とも非常に厳しい財政運営が続くも

のと考えております。

このような状況のもと、市民の皆様方におかれましては、従来にも増して、市政への関心と参画をいただき、時には痛みを伴う場合もあるかとは存じますが、何卒、ご理解を賜りつつ、将来にわたる吉野川市のまちづくりを共に進めていっていただきたいと切に願っております。

以下、当面の市政運営に関して申し上げます。

まず、「地域の活性化と情報発信」についてであります。既に皆様もご承知のとおり、全国各地で様々な文化活動に親しまれる方々が集まる国内最大級の文化の祭典「第22回国民文化祭・TOKUSHIMA 2007」いわゆる「おどる国文祭」が本年開催され、「阿波の国 文化ふれあう ゆめ・ひと・みらい」をテーマとして、盛りだくさんの催しが期間中、県内各地で次々と繰り広げられます。

本市といたしましても、まず100日前イベントとして来る7月15日にアメニティーセンターで開催する「ジャズと邦楽のジョイントコンサート」を皮切りに、9月16日の「邦楽プレフェスティバル」、10月28日の「吉野川文化探訪フェスティバル」、そして11月4日の「吉野川ジャズフェスティバル」と逐次開催して参りますが、ジャズ、邦楽などを市民の皆様方に身近に楽しんでいただくとともに、地域の活性化と文化の発展を目指し、十分な普及啓発と準備を行って参ります。

さらに、本年10月、合併3周年を迎えるに当たり、本市共有の地域資源である「阿波忌部」をテーマとしたイベントを開催し、市民の一体感を図るとともに、全国に情報を発信し、地域の活性化を図る目的で、合併3周年記念事業を実施します。

次に、「利便性の高いまちづくり」について申し上げます。

まず、高速のインターネット環境及び地上デジタル放送への対応を図り、市内中心部と美郷及び山川地区の山間部との間の情報通信格差を是正するため、採算性の問題等から民間事業者による展開が困難な地域に対して、本市が代わって光ファイバの整備を実施して参ります。

また、市の基礎基盤となる地籍図については、従来より地籍図の数値情報化や属性情報のシステム化を進めてきたところでありますが、今年度中に市内全域の完成をみることから、このシステムを有効活用し、関係各部署の事務事業の合理化等を行って参ります。

さらに、市営住宅については、平成18年度から22年度までの5年間計画で改修等を実施しておりますが、今回、平成20年度予定を前倒し、山川町湯立団地の改修等を行うこととしております。

次に、「次代を担う子供たちの育成」について申し上げます。

幼稚園教育の充実を図るため、今年度初めて、教育委員会に幼稚園指導主事を配置したほか、幼稚園教員を対象として、障害児指導、預かり保育などテーマ別の選択方式の研修や4歳児、5歳児の各担任者ごとの研修など、各種研修の内容の充実を図って参ります。

また、本年度、文部科学省からの新たな委託事業として、児童生徒が興味・関心に応じて、多様なスポーツに親しみ、複数の種目に取り組むことができる「運動部活動等活性化推進事業」を川田中小学校において、さらには児童が外国語に触れたり、外国の生活・文化に慣れ親しむなど小学校段階にふさわしい体験的な学習を実践する「英語活動等国際理解活動推進事業」を山瀬小学校において実施して参ります。

なお、「少子化対策、子育て支援」の一環として求められていた、妊娠中の検診費用については、妊娠・出産に係る負担の軽減に資する目的で、県内の他の市町村に先駆けて、公費負担の回数を2回から5回に変更し、本年4月から実施しているところであります。

最後に、「簡素で効率的な行財政基盤の確立」について申し上げます。

行財政改革の推進については、平成17年度から行財政改革実施計画に基づき、鋭意取り組んでいるところであり、本年は、5ヵ年計画の折り返し時期となりますが、引き続き目標達成に向けて全力で取り組んで参る所存であります。

また、民間活力を生かした公の施設に対する指定管理者制度の導入については、順次、積極的に進めてきているところですが、平成20年度の養護老人ホーム「芳越荘」への導入に向けて、本年度、指定管理候補者の公募等の準備を進めて参るほか、他の施設への導入の可否についても検討して参ります。

以上、申し上げますように、吉野川市の将来を見据えつつ、必要な施策を効果的に、かつ着実に進めるべく、引き続き全力で取り組んで参りますので、今後とも、ご理解・ご支援のほど、何卒よろしくお願い申し上げます。

次に、今定例会に提出いたしております案件につきまして、概要をご説明申し上げます。

今議会に提出しております案件は、「平成18年度吉野川市一般会計」及び「特別会計」の繰越明許費繰越計算書並びに「水道事業会計」の繰越計算書に関する案件5件、「条例の一部改正」並びに「平成18年度吉野川市一般会計」及び「特別会計」の補正予算の専決処分に関する案件10件、「和解及び損害賠償の額の決定」の専決処分に関する案件1件、「一部事務組合の規約変更」の専決処分に関する案件1件、「吉野川市土地開発公社の経営状況」に関する案件1件、「吉野川市養護老人ホーム条例の一部を改正する条例制定」に関する案件1件、「平成19年度吉野川市一般会計」及び「特別会計」の補正予算に関する案件5件の計24件でございます。

まず、「平成19年度吉野川市一般会計補正予算（第1号）」でございますが、当初予算編成後に補助金等の内示があった事業や、下水道事業資本費平準化債を活用することに伴い、財源調整を行う必要のあるものを中心に予算計上をしております。

補正予算の主なものは、幼稚園指導主事や特別支援教育支援員の配置、英語活動や運動部活動の推進、子どもの自立支援事業予算や妊婦一般健康診査回数の追加に要する予算を計上する一方で、公共下水道事業特別会計等への繰出金を減額したため、予算規模は、既定の歳入歳出予算からそれぞれ8,304万2千円を減額し、補正後の歳入歳出予算総額を173億4,850万1千円としております。

特別会計予算では、老人保健特別会計で、平成18年度分医療費の一般会計立て替え分にかかる繰出金の調整などで3,982万3千円を計上したほか、公共下水道事業特別会計で資本費平準化債などの発行で168万円、水道事業会計で、高金利対策借換債の発行で930万円などを計上しております。

以上、申し上げました内容によりまして、提案いたしております今回の補正規模は、全会計の純計で8,869万8千円の増額となっております。この補正財源は、国・県支出金・市債等の財源を充当いたしております。

次に、予算外の提出案件の主なものについてご説明申し上げます。

まず、報第1号から報第5号でございますが、平成18年度「吉野川市一般会計」、「介護保険」、「公共下水道事業」及び「特定環境保全公共下水道事業」の各特別会計繰越明許費繰越計算書並びに「水道事業会計」予算繰越計算書のご報告をするものでございます。

報第6号及び報第7号は、このほど地方税法の一部改正が行われたことに伴い、「吉野川市税条例」及び「吉野川市国民健康保険税条例」の一部を改正する条例を地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を致しましたので、同条第3項の規定に基づき、議会にご報告し、承認をお願いするものでございます。

報第8号から報第15号までの案件につきましては、事業費の確定等に伴い、平成18年度の一般会計及び各特別会計の補正予算を地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第3項の規定に基づき、議会にご報告し、承認をお願いするものでございます。

報第16号は、「和解及び損害賠償の額の決定」について、地方自治法第179号第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第3項の規定に基づき、議会にご報告し、承認を求めるものでございます。

議第51号は、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づく指定管理者に施設の管理を行わせることに伴い、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるため、「吉野川市養護老人ホーム条例」の一部を改正するものでございます。

以上、概略をご説明申し上げましたが、個々の詳細につきましては、議事の進行に伴い逐次ご説明を申し上げて参りたいと思っておりますので、十分ご審議の上、原案どおりご賛同下さいませようよろしくお願い申し上げます。